

別紙1「新旧対照表」

○建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四 直接人件費等に関する略算方法による算定 業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあつては、その略算方法によることができないものとする。</p> <p>イ 直接人件費 設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たり要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法</p> <p>ロ 直接経費及び間接経費の合計額 直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・一を標準とする倍数を乗じて算定する方法</p> <p>異なる二以上の用途に供する建築物で、別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る直接人件費については、前項イに定める算定方法に準ずる方法により、各用途ごとの当該用途に供する部分の床面積の合計その他の事情を考慮して算定することができるものとする。</p> <p>3 第一項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業</p>	<p>第四 直接人件費等に関する略算方法による算定 業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあつては、その略算方法によることができないものとする。</p> <p>イ 直接人件費 設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たり要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法</p> <p>ロ 直接経費及び間接経費の合計額 直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・一を標準とする倍数を乗じて算定する方法</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務</p>

務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。

4| 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。

5| 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

別添一 (略)

別添二

建築物の種類	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等 を必要とするもの)
(略)		
六 共同住宅	公営住宅、社宅、 <u>共同住宅</u> 、 <u>寄宿舎</u> 等	二
(略)		
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、 <u>多機能福祉施設</u>	二

のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。

3| 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。

4| 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

別添一 (略)

別添二

建築物の種類	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等 を必要とするもの)
(略)		
六 共同住宅	公営住宅、社宅、 <u>賃貸共同住宅</u> 、 <u>寄宿舎</u> 等	<u>分譲共同住宅</u> 等
(略)		
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	<u>多機能福祉施設</u> 等

	壁
(略)	

(注) (略)

別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 別表第1の1から別表第15までの表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、(一)設計については同表(ろ)設計の欄に掲げる倍数を、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間とする。

(イ) 建築物	(ろ) 設計
特殊な敷地上的建築物	1. 0.5
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1. 3.5

(略)	

(注) (略)

別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。
 - 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
 - 3 次に掲げる表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- (新設)

4 別表第1の1から別表第15までの表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄において(ハ)別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(ニ)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、(一)設計にあつては同表(ホ)設計の欄に掲げる倍数を、(ニ)工事監理等にあつては同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる倍数をそれぞれ、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間とする。

(イ) 建築物	(ロ) 設計	(ハ) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1. 1 5	1. 2 5
特殊な敷地上の建築物	1. 1 5	1. 2 0
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1. 1 5	1. 1 0
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1. 5 0	—
免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1. 3 0	1. 0 5
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1. 6 5	1. 4 0

4 次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(ニ)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあつては1. 3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあつては1. 2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあつては1. 4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

(新設)

5 別表第1の1から別表第15までの表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、(一)設計にあつては同表(ロ)設計の欄に掲げる倍数を、(二)工事監理等にあつては同表(イ)工事監理等の欄に掲げる倍数をそれぞれ、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間とする。

(イ) 建築物	(ロ) 設計	(イ) 工事監理等
特殊な形状の建築物	—	1. 3 5
特殊な敷地上的建築物	1. 5 5	1. 5 0
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1. 2 5	1. 4 5

6 別表第1の1から別表第15までの表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。

7 別表第1の1から別表第15までの表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

5 次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあつては、1. 4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

(新設)

6 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。

7 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第1の1～別表第15 (別紙2「略算表」参照)

別添四

設計受託契約に基づく別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に付随して実施される業務並びに工事監理受託契約に基づく別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随して実施される業務は、次に掲げる業務その他の業務とする。

1. 建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務
2. 建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務
3. 建築物の立地、規模又は事業の特性により必要となる許認可等に関する業務
4. 評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務で次に掲げるもの
 - 一 建築物の防災又は減災に関する業務
 - 二 環境の保全に関する業務
 - 三 建築物による電波の伝搬障害の防止に関する業務 (標準業務に該当しないものに限る。)
 - 四 建築物の維持管理又は運営等に係る収益又は費用の算定等に関する業務
 - 五 建築物の地震に対する安全性等の評価等に関する業務
 - 六 法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助制度の活用に関する業務
 - 七 特別な成果物の作成に関する業務
 - 八 建築主以外の第三者に対する説明に関する業務
 - 九 建築物の維持管理又は運営等の支援に関する業務
 - 十 施工費用の検討及び算定等に関する業務
 - 十一 施工又は発注の支援に関する業務
 - 十二 設計の変更に伴い発生する業務

別表第1の1～別表第15 (別紙2「略算表」参照)

別添四

1. 設計に関する標準業務に付随する標準外の業務
設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に付随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - 三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
 - 四 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法 (建築物総合環境性能評価システム) 等による評価に係る業務
 - 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
 - 六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
 - 七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
 - 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成二十年法律第八十七号) 第五条第一項から第三項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務
2. 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随する標準外の業務
工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随して実施される業務は、次に掲げるものとする。
- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する

十三 その他建築物の計画に付随する業務

住宅性能評価に係る業務

二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

四 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務

五 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務